

別表(第3条、第4条、第10条、第11条関係)

(1)「指定工場等を新增設する際の初期投資に係る投下固定資産額」に係る補助率、補助要件及び補助限度額

	対象業種等区分	土地の取得等区分	補助対象経費 (取得する投下固定資産額の区分)	補助率		補助要件		
						項目	対象業種等区分	
高知新港企業用地 高知新港高台用地	①～⑦	一括分譲 割賦分譲 賃貸借	土地(一括分譲のみ) 減価償却資産(ファイナンス・リースによるものを含む。)	対象業種区分のうち ②④⑤ (注4)	15%	ア 指定工場等の操業開始日から1年以内に雇用する県内新規雇用者数	10人以上 5人以上	①②③⑤⑥⑦ ④
				対象業種区分のうち ①③⑥⑦	10%	イ 投下固定資産額	5,000万円を超えるもの 3,000万円を超えるもの	①②③④⑤⑦ ⑥

(2)上記(1)に伴う福利環境施設整備に係る補助率、補助要件及び補助限度額

	対象業種等区分	土地の取得等区分	補助対象経費	補助率	補助要件
高知新港企業用地 高知新港高台用地	①、②	一括分譲 割賦分譲 賃貸借	福利環境施設等を整備又は取得するために直接必要な経費	次のうちいずれか低い方の額 ・新增設する指定工場等の延べ床面積(m)×5,000円 ・補助対象経費の額	次のいずれかの要件を満たす指定工場等の新增設に伴う福利環境施設であって、促進要綱第3条又は第4条の規定による指定の日から3年6月以内に整備又は取得されるものであること。 ・指定工場等の敷地面積が9,000㎡以上 ・指定工場等の建築面積が3,000㎡以上

(3)上記(1)に伴う新規雇用促進事業に係る補助率、補助要件及び補助限度額(雇用奨励金)

	対象業種等区分	土地の取得等区分	補助額	補助要件
高知新港企業用地 高知新港高台用地	①～⑥	一括分譲 割賦分譲 賃貸借	以下の合計額 ア 正規社員×100万円 イ 非正規社員×80万円	施設等整備事業対象事業者のうち企業指定の日から操業開始後1年を経過する日までの間に雇用した県内新規雇用者の雇用期間が6月を経過し、対象となる雇用者は1週間の所定労働時間が30時間以上の者であること。また、県内新規雇用者を雇用形態により以下のとおり区分し、左記補助額を適用する。 ア 正規社員 期間の定めのない労働契約を締結している者であり、かつ、当該事業所において正規の従業員として位置付けられている者 イ 非正規社員 正規社員に該当しない者。ただし、非正規社員として雇用された者が正規社員に登用され、かつ、登用後6ヵ月以上継続して雇用された場合は、その者を正規社員として取り扱う。

【補助限度額】(1)(2)(3)の合計の限度額

対象業種等区分	補助限度額	備考
①②③⑤⑦	通算限度額30億円 (県内新規雇用が100人以上の場合であって、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。)	○土地の一括分譲に係る補助又は減価償却資産に対する補助を同時に適用する場合は、業種に応じて当該補助金の合算額を1回当たりの金額とする。
④⑥	通算限度額6億円 (知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。)	○交付決定額が3億円を超える場合は、一企業につき単年度当たり3億円を限度として複数年度にわたり分割交付する。

【指定企業のうちこの要綱の対象となる業種等区分】

①一般製造業 日本標準産業分類表の大分類E-製造業に該当するもののうち、下記②を除くもの
②企業立地戦略重点対象業種 ア 地域資源活用型産業 農林水産物又は水資源を主要原材料とするもののうち、当該主要原材料の金額または数量の6割以上が県内産であるもの。 イ 加工組立型産業 金属製品製造業(24)、はん用機械器具製造業(25)、生産用機械器具製造業(26)、業務用機械器具製造業(27)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、電気機械器具製造業(29)、情報通信機械器具製造業(30)、輸送用機械器具製造業(31)、時計・同部分品製造業(3231)、眼鏡製造業(枠を含む)(3297) ウ 素材材製造業 環状中間物・合成染料・有機顔料製造業(1634)、プラスチック製造業(1635)、医薬品製造業(165)、プラスチック製品製造業(18)、ガラス・同製品製造業(211)、フェロアロイ製造業(2213)、表面処理鋼材製造業(224)、鉄素材材製造業(225)、非鉄金属第1次製錬・精製業(231)、非鉄金属素材材製造業(235)、その他の非鉄金属製造業(239)、新素材製造業
③流通業 運輸業(42～48)、卸売業(50～55)、流通加工業
④試験研究施設 高度な工業技術(バイオテクノロジーに係る技術を含む。)の開発又は高度な工業技術を製品の開発若しくは生産に利用するための試験又は研究の用に供する施設(試験研究又は試作開発と一体となる製造・加工用施設を含む。)
⑤新エネルギー関連業種 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令(平成9年政令第208号)第1条に規定するもの
⑥小売業、飲食サービス業 小売業(56～58、60)、宿泊業・飲食サービス業(75～77)
⑦立地支援企業(開発事業者等) 同用地に進出する企業等の立地を支援する企業(開発事業者等)であり、進出する企業等の業種は業種等区分①～⑥のいずれかに該当すること。

注1 減価償却資産の特例	指定工場等の操業を開始した日から6月以内に取得するものを補助対象経費とする。ただし、当初計画から納期が遅延した等やむを得ない理由により操業開始から6月を超えて取得したものについては、この限りでない。この場合において、実績報告書にその理由を記載した書面を添付しなければならない。
注2 減価償却資産の取扱い	減価償却資産のうち、耐用年数が1年未満又は消費税額を除く取得費若しくは取得原価相当額が10万円未満のものは、補助対象外とする。
注3 共同事業の取扱い	企業が他の企業と共同で実施する事業については、全体を一の事業として扱うものとする。この場合において、この要綱に定める手続は、次のとおり行うものとする。 ア 完全子会社(100%出資子会社)と共同で実施する事業の場合 完全親会社が代表して行うものとする。 イ ア以外の企業(資本関係があるア以外の関係会社を含む。)と共同で実施する事業の場合 次のいずれかにより行う ①代表会社を定め、その会社が代表して行う ②共同で事業を実施する全ての企業が連名で行う ③経費等を按分のうえ事業を実施する企業が個別に行う
注4 地域資源活用型産業	補助対象事業者は、概算払請求時又は実績報告時に、主要原材料の金額又は数量の6割以上が県内産であることを確認できる証拠書類を提出しなければならない。証拠書類は、操業開始後3年以内の1年間以上(連続して12月以上)の補助対象事業の実績において、主要原材料の金額又は数量の6割以上が県内産であることを証明するものとする。期限内にこの証拠書類を提出できない場合は、知事は補助金交付の全部又は一部を取り消すことができ、既交付の補助金がある場合は、その全部又は一部を返還させることができる。この証拠書類の提出に先立ち、概算払請求により「(1)指定工場等を新增設する際の初期投資に係る投下固定資産額」に係る補助金の交付を受ける場合は、業種等区分①③⑥⑦(補助率10%)のいずれかを適用することとし、その後の概算払請求又は実績報告により証拠書類を確認した際に残りの5%分の補助金を交付する。 なお補助対象事業者は、操業開始後原則として、主要原材料の金額又は数量の6割以上が県内産であることの要件を継続して達成するものとし、知事が要件達成を確認できる証拠書類を求めた場合は、それらの書類を知事に提出するものとする。
注5 新素材製造業	主として、ファインセラミックス、ニューカーボン、ニューガラス等の無機系新素材、エンジニアリングプラスチック、機能性高分子等の有機系新素材、形状記憶合金、超伝導合金、水素吸蔵合金、アモルファス合金等の金属系新素材、繊維強化プラスチック、繊維強化金属等の複数の素材を組み合わせ高機能化した複合素材等を製造する事業所をいう(主として新素材の原料を製造する事業所を含む。)
注6 立地支援企業(開発事業者)の取扱い	少なくとも1社の進出を条件とし、県内新規雇用者数10名以上かつ投下固定資産額5,000万円を超える要件を満たすことで補助対象とする(複数社が進出する場合は合算とする。条件は変更しない。)
注7 補助対象経費の取扱い	補助対象経費には消費税を含まない。